

## 登園許可書（保護者が記入する登園届）

下記の病気に罹った場合は、医師の指示を受け保育園での集団生活が可能となった時に保護者の方が医師の指示を書面にして提出してください。

■下記の病名（該当疾患に○して下さい）

溶連菌感染症	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	RS ウイルス感染症
手足口病	帯状疱疹
伝染性紅斑（りんご病）	突発性発疹
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、等）	

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に添ったものです。

※保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。（裏面の「登園のめやす」を参考にしてください。）

子どものその Baby 保育園 園長

クラス名 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

上記医療機関で 年 月 日に上記の感染症と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので医師の指示により、 年 月 日より登園します。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

\* 注意事項や連絡事項がありましたら、下記にご記入ください

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。